

## 第1編 法 人

### 第1章 基 本

○学校法人 尚綱学院寄附行為

#### 第1章 総則

（名称）

**第1条** この法人は、学校法人尚綱学院と称する。

（事務所）

**第2条** この法人は、事務所を宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号に置く。

#### 第2章 目的及び設置する学校

（目的）

**第3条** この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

（設置する学校）

**第4条** この法人が前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

- (1) 尚綱学院大学 大学院 総合人間科学研究科  
総合人間科学部 表現文化学科、人間心理学科、子ども学科、現代社会学科、環境構想学科、  
健康栄養学科  
人文社会学群 人文社会学類  
心理・教育学群 心理学類、子ども学類、学校教育学類  
健康栄養学群 健康栄養学類
- (2) 尚綱学院高等学校全日制課程普通科
- (3) 尚綱学院中学校
- (4) 尚綱学院大学附属幼稚園

（学院長）

**第5条** この法人に学院長を置く。学院長は、第3条の目的に従って、設置する学校の教学を統理する。

2 学院長は別に定める規程に基づいて候補者を選出し、理事会が選任する。

#### 第3章 役員及び理事会

（役員）

**第6条** この法人に次の役員を置く。役員は、キリスト教の精神に拠る教育の推進に寄与し得る者でなければならない。その基礎資格は別に定める。

- (1) 理 事 14名以上16名以内
- (2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長は理事長以外の理事のうちから、理事総数の過半数の議決により、3名以内の常務理事をおくことができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

**第7条** 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学院長、学長、高等学校長、幼稚園長、事務局長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者1名。
- (3) 同窓会員のうち同窓会より推薦され理事会が承認した者1名
- (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者5名以上7名以内

(5) 米国バプテスト海外伝道協会派遣宣教師、日本バプテスト同盟または日本基督教団新生会加盟教会員のうちから理事会において選任した者2名

（監事の選任）

**第8条** 監事は、この法人の理事、職員（学校の長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

**第9条** 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。但し、補欠又は増員によって選任された役員任期は、他の現任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまではその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

**第10条** 理事又は監事のうち、第6条の定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1ヵ月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

**第11条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(5) 第7条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる理事は、その選任条件となった資格を失ったとき

（理事長の職務）

**第12条** 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

（常務理事の職務）

**第13条** 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

**第14条** 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長の職務の代理等）

**第15条** 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

**第16条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任の免除）

**第17条** 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

**第18条** 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、33万6千円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（理事会）

**第19条** この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発ししなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第16条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

11 理事は、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示することができる。但し、意思表示による書面をもって議決に加わることはできない。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 前項の場合において、議長は理事として、議決に加わることはできない。

14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

（業務の決定の委任）

**第20条** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

**第21条** 議長は理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した理事2名が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づいて、次の会議に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

**第22条** この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は29名以上33名以内の評議員をもって組織する。評議員は第3条の目的を達成するのに適当な者でなければならない。

3 評議員会は理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により、通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに、発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。但し、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として、議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

**第23条** 第21条の規定は評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事のうちから議長が指名した理事」とあるのは、「出席した評議員のうちから議長が指名した評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

**第24条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

**第25条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくは、その諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 評議員会は、寄附行為の定めによる重要事項の決定にあたり、意見を確認する方法として、議決を行う場合がある。

（評議員の選任）

**第26条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる理事
- (2) 職員のうちから評議員会において選任した者6名
- (3) 年齢25年以上の同窓会員のうちから同窓会において選任した者3名
- (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者11名以上15名以内
- (5) 米国バプテスト海外伝道協会派遣宣教師、日本バプテスト同盟または日本基督教団新生会加盟教会員のうちから理事会において選任した者4名

（評議員の任期）

**第27条** 評議員（第26条第1項第1号に掲げる評議員を除く。以下、この条において同じ。）の任期は3年とする。但し、補欠又は増員によって選任された評議員の任期は、他の現任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

**第28条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 選任の条件となった資格を失ったとき

## 第5章 資産及び会計

（資産）

**第29条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

**第30条** この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する資産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

**第31条** 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

**第32条** 基本財産及び運用財産中の積立金は、安全かつ確実な方法によって理事長が保管する。

（経費の支弁）

**第33条** この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

**第34条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

**第35条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

**第36条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

**第37条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付及び閲覧）

**第38条** この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

**第39条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準  
（役員の報酬）

**第40条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

**第41条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

**第42条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

（解散）

**第43条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で理事会における出席した理事の4分の3以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

**第44条** この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会に出席した理事の3分の2以上の議決により、第3条の趣旨に基づいて理事会において選定した他のキリスト教の教育を行う学校法人に寄附又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

**第45条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

**第46条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

**第47条** この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

**第48条** この法人の公告は、尚綱学院の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

**第49条** この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1 この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

塩釜市字町102	理事長	斎藤 久吉
仙台中島丁2	理事	メリー・ディー・ジェスイー
仙台市空堀丁34	理事	大立目 文弥
仙台市北三番丁87	理事	原 良三
仙台市北三番丁34	理事	栗原 基
東京都杉並区上荻窪2の28	理事	菅谷 仁
仙台市北五番丁56	理事	八田 とき
仙台市北五十人町64	監事	小山田 正直
仙台市北三番丁25	監事	中目 茂博

2 前項の理事の任期は昭和26年5月31日までとする。

3 この寄附行為に依る評議員は、第1項の理事会において選任する。

4 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（昭和26年2月28日）から施行する。

5 この寄附行為の一部変更は、文部大臣の認可の日（昭和27年11月11日）から施行する。

6 この寄附行為の一部変更は、文部大臣の認可の日（昭和31年3月15日）から施行する。

- 7 この寄附行為の一部変更は、文部大臣の認可の日（昭和36年11月24日）から施行する。
- 8 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。
- 9 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（昭和45年3月27日）から施行する。
- 10 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（昭和54年12月25日）から施行する。
- 11 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（昭和57年3月29日）から施行する。
- 12 この寄附行為に定める第4条第1項第4号は、昭和57年4月1日から適用する。
- 13 この寄附行為に定める第4条第1項第1号は、文部大臣の認可の日（平成元年2月3日）から施行する。
- 14 この寄附行為に定める第2条は、文部大臣の認可の日（平成元年10月19日）から施行する。
- 15 平成4年8月6日文部大臣認可のこの寄附行為は平成5年4月1日から施行する。（尚綱女学院短期大学家政科の存続に関する経過措置）尚綱女学院短期大学の家政科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規程にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 16 この寄附行為に定める第6条第1項第1号、第7条第1項第3号、第18条第2項、第22条第1項第4号は、文部大臣の認可の日（平成4年12月16日）から施行する。
- 17 この寄附行為に定める第4条第1項第1号は、文部大臣の認可の日（平成6年6月13日）から施行する。
- 18 この寄附行為に定める第7条第1項第2号・第3号・第4号、第7条第2項、第22条第1項第3号は、文部大臣の認可の日（平成9年9月18日）から施行する。
- 19 平成14年12月19日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 20 平成15年2月14日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 21 平成15年3月20日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 22 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 23 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月17日）から施行する。
- 24 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年5月15日）から施行する。
- なお、第6条第1項第1号の理事定数、第7条第1項第1号から第5号までの理事の選任区分については、平成18年9月22日からの施行とする。
- 第20条第1項第2号の評議員定数、第24条第1項第1号から第5号までの評議員の選任区分については、平成18年9月15日からの施行とする。
- 25 平成18年11月30日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 26 平成18年5月26日理事会承認のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 27 平成19年5月25日理事会承認のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 28 平成20年4月1日理事会承認のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 29 平成21年10月30日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 30 平成21年3月27日理事会承認のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 31 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年2月24日）から施行する。
- 32 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年5月20日）から施行する。
- 33 平成24年5月17日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、第7条第1項5号の理事の選任区分については、平成24年9月22日からの施行とする。
- 第24条第1項第4号から第5号までの評議員の選出区分については、平成24年9月15日からの施行とする。
- 34 この寄附行為は平成27年4月1日から施行する。  
（尚綱学院大学総合人間科学部生活環境学科の存続に関する経過措置）  
尚綱学院大学総合人間科学部生活環境学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 35 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月17日）から施行する。
- 36 この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
- 37 令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和2年4月1日から施行する。